

No	分野	質問	回答
1	共通	新興感染症対応力強化事業は令和6年度中に整備を完了する必要があるのか。	令和5年度補正予算による本事業は、6年度に繰越して実施することを予定しているため、6年度中に完了させる必要があります。 令和7年度以降への繰越（事故繰越）を前提とする整備は、認められません。 当県では本事業は令和7年1月31日までに完了させる必要があります。
2	共通	事業実施はいつから行えるのか。	内示後に着手できます。 病室の感染対策に係る整備、個人防護具保管施設の整備とともに内示以降に実施する事業が補助対象となります。 内示は6月以降となる予定です。
3	共通	整備事業期間の着工とは、工事の契約日と考えてよろしいでしょうか。	一般的に「着工」とは実際に工事（くい打ちや地盤改良工事等）が始まることを指します。工事の契約日に実際に工事が始まるのであれば、ご認識のとおりです。
4	共通	事業の種別とは何を指すのでしょうか。	今回の整備がどのような種類の工事であるかを指します。当該事業の場合は、「改修」若しくは「改築」に当たるケースがほとんどかと思われます。
5	共通	医療機関が負担する個人防護具の費用について、補助の予定はあるのか。	個人防護具の購入費用について、現在のところ補助の予定はございません。
6	個室整備	個室の整備としてトイレのみの整備等についても補助対象となるのか。	既存の個室を改修する場合には、トイレのみの整備であっても補助対象となります。
7	個室整備	個室の整備として専用の陰圧装置、空調設備等付属設備の整備とは、その病床に固定で設置されているものを指すという理解でよいのか？その場合は、簡易陰圧機のように備え付けができるものは対象外と考えてよいのか？	病室（病床）の工事と併せて整備を行う当該病室の感染対策のための設備を想定しています。工事を伴わずに設置できる簡易陰圧装置等のみ整備する場合は本事業の対象外です。
8	個人防護具保管庫	個人防護具保管庫については、物置のような倉庫は、どのような扱いになりますか？	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。 そのため、物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。
9	個人防護具保管庫	個人防護具保管施設整備として、キャビネットやロッカー等の整備も補助対象になるのか？	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。そのため、建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合（設備整備費に該当する場合）は、補助対象になりません。
10	個人防護具保管庫	「個人防護具保管施設の整備」について、病床確保や発熱外来又は自宅療養者への医療提供にかかる協定を締結する医療機関が対象となっていますが、その協定において、個人防護具の備蓄を実施することを定めていることも当然要件となるものと考えていますが、間違いありませんでしょうか。	病床確保、発熱外来又は自宅療養者への医療の提供に係る協定に加え、協定において個人防護具の備蓄を定めていることが前提となります。
11	個人防護具保管庫	施設の規模に具体的な大きさの制限はあるか。	施設の規模については、病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な範囲（協定で定める個人防護具の備蓄に必要な大きさ）です。
12	個人防護具保管庫	保管庫を移設させることが判明している場合、補助の対象とはならないか。	施設の耐用年数未済で移転等により使用しなくなる場合には、財産処分手続きが必要となり、補助金の一部を返還してもらう場合があります。
13	個人防護具保管庫	個人防護具保管スペース確保のための建物改修について、天井下に枠を設けるような改修は、施設整備に該当するでしょうか？	医療機関内の建物に、棚等を設置するための工事を行う場合は、施設整備費補助金の対象となり得ます。
14	個人防護具保管庫	現在、CT室として機械を設置している部屋について、新興感染症への備えも含め、CTを撤去し、発熱外来用と個人防護具の保管スペースに改修することを検討している医療機関がございます。CTの撤去工事と保管スペース確保のためのパーテーション設置を考えているようで、パーテーションは物品購入に近いと思われるので、補助対象とするのは難しいでしょうか。一方、CTの撤去工事は、保管スペース確保のための建物改修として補助対象となると考えますが、いかがでしょうか。また、その場合は撤去工事費用全体のうち、発熱外来と保管スペースの面積により按分して対象となりますでしょうか。	建物工事として整備するのであれば、補助対象となります。 CTの撤去工事は、個人防護具の保管スペース確保のための建物改修と同一の業者が行うのであれば、補助対象となり得ますが、機器の撤去のみを専門業者が行う場合、その部分は補助対象外になると考えます。 補助対象は、全体から保管スペースとして整備する面積を按分した金額になると考えています。
15	共通	内示後着手可能とのことですが、内示前に医療機関が入札を済ませておくことは可能でしょうか？（契約は内示後）	内示後に契約を締結し、補助事業を開始するのであれば、内示前に入札等で業者を選定しておくことは可能です。
16	個室整備	個室整備について、2床室あるいは4床室において、トイレ・バスの整備や陰圧化を行うための工事については、補助対象として差し支えないでしょうか（結果的に感染症患者をそこで複数入院させるという想定です）	個室整備について、2床室や4床室であっても、新興感染症発生・まん延時において、感染症患者専用の病室とする場合には、トイレ、バス等を整備することは可能です。
17	共通	新興感染症対応力強化事業の施設整備補助で、発熱外来を整備（建設）することは対象でしょうか。	発熱外来の建設は、補助対象にはなりません。施設整備の補助対象は、病室の感染対策に係る整備及び個人防護具保管施設の整備となります。
18	個人防護具保管庫	個人防護具保管施設の整備につきまして、今ある既存の部屋を個人防護具保管施設として改修（整備）したいが、補助対象になりますでしょうか。	個人防護具保管施設の整備については、既存の部屋を保管施設に改修するものであっても、建物に対する工事を行う場合は補助対象となります。

No	分野	質問	回答
19	個人防護具保管庫	個人防護具保管庫のための施設改修を想定しており、具体的には、機械室の類の一角を防護具保管庫へ改修することを検討中です。 については、次の内容について、新興感染症対応力強化事業の補助対象になるかご教示ください。 1 機械室の入り口から保管庫までの通路の段差解消のためのスロープ設置 2 機械室の入り口から保管庫までの通路の改修（通路床面がグレーチングのため、鉄板等で一般的な床面へ改修するもの）	個人防護具保管施設の整備については、保管庫の設置や保管スペース確保のための建物改修を補助対象としており、保管施設までの通路は補助対象となりません。
20	個室整備	前室（個室と廊下の間の部屋）の改築も対象となるか。	前室も補助対象となります。
21	個人防護具保管庫	個人防護具保管庫の設置にあたって、設置場所の整地工事費も補助の対象としてよいか。	整地費用は補助対象となりません。
22	個室整備	「病室の感染対策に係る整備」について、医療機関より、現在4人床の病室の個室化を検討しているが、個室2室しかとることができない。そのため感染時には個室（1床×2室）で使うが、病床の返上を避けるため、平時は2床室（2床×2室）として利用したいとの相談がありました。このような運用を行う場合でも、補助の対象になるのでしょうか。また補助の対象となる場合、補助額は2室分として計算するということでしょうか。	新興感染症発生・まん延時において、感染症患者の専用病室として使用する場合には、病室の整備として補助対象となります。また、当該事例については2室分の補助額で計算します。
23	個室整備	「病室の感染対策に係る整備」について、補助を受けて整備した病室の協定締結について、例外対応が認められないか医療機関より質問がありましたのでご教示ください。  【医療機関の状況】 ・現在、本棟の病床で協定締結の協議を進めているが、今後、感染症用に別棟を新築する計画がある。 ・別棟の工事はR6年度には間に合わないため、本棟の協定締結予定の病床を、R6年度の補助を受けて個室整備したい。 ・しかし、今後、別棟の建築が完了した場合、感染症用の病床は別棟にまめたいと考えている。  【質問】 ・この補助を受けて本棟の個室整備をした場合、その病室は新興感染症対応に使い続けなければならないが、別棟に感染症用の病床をまとめることができなくなってしまうのか。 ・例えば本棟で補助を受けて整備した病床と同数の病床を、別棟で用意し協定を締結しなおすことで、本棟で補助を受けた病床については、協定を解除することはできないか。 ・別棟は補助を受けずに整備し、かわりとなる協定締結病床を用意したとしても、本棟で補助を受け整備した病床の協定は解除できないか。（本棟・別棟両方の病床を新興感染症対応力強化事業の補助を受けて整備した場合は、両方の病床で協定を締結しないといけないと思われる。）	・新興感染症発生・まん延時への備えとして整備することを目的とした補助事業のため、整備後に感染症用の病床として使用しなくなった時点で、財産処分の手続きを行い、場合によっては補助金を返還していただくこととなります。 ・協定においては患者を受け入れる病床を定める必要はありませんので、補助を受けずに整備する別棟での受け入れも当然可能ですが、補助を受けて整備した病室については受け入れに使用する必要があります。
24	個人防護具保管庫	医療機関より、個人防護具の保管施設の整備に当たり、工事を行うための建築確認申請の費用も補助対象経費になるか相談がありました。 今回の補助対象は工事費又は工事請負費であり、建築確認申請にかかる費用は対象経費にはあたらないと考えてよろしいでしょうか。	建築確認申請に係る費用は補助対象とはなりません。
25	個人防護具保管庫	・PPEの保管施設の整備について、複数の施設から、新たな事務所・病棟等の新規建築を予定しており、その建物の内部にPPE保管場所を設けるにあたり補助事業を活用したいとの相談が寄せられています。 ・建物ごと新築工事を行う場合であっても、そのうちPPE保管場所の工事部分については補助対象となると考えてよろしいでしょうか。	個人防護具保管施設については、協定締結医療機関に整備する場合には、新設する場合であっても補助対象となります。